

第1回

健康食品の表示に関する検討会

平成21年11月25日（水）

午後3時02分 開会

○相本食品表示課長 では、定刻になりましたので、ただいまから第1回健康食品の表示に関する検討会を開催いたします。

私は消費者庁食品表示課長の相本でございます。

座長が選出されるまでの間、私が司会進行を担当させていただきます。

初めに、本日は内閣府、泉政務官のご出席をいただいております。泉政務官よりごあいさつをいたします。

政務官、よろしくお願いいたします。

○泉政務官 どうも皆様、こんにちは。

内閣府大臣政務官の泉健太と申します。

皆様ご承知のとおり、大臣が福島瑞穂大臣、そして副大臣が大島敦副大臣という中で、我々政務三役として仕事をさせていただいております。

このたび、健康食品の表示に関する検討会ということで、消費者の側、あるいは事業者の側、そして学識者の側、それぞれのお立場でこうしてご参加をいただきまして、本当にご多忙の中、ご協力をいただきましたことにまず感謝を申し上げたいというふうに思います。

消費者庁が発足をして、また新政権ができて、早速我々が扱った問題の一つがエコナの問題でございました。象徴として象徴的に判断をくだして取り上げたのではなくて、消費者庁として新たな消費者目線の行政とはどういったものかということを経験的に判断して、努めて冷静にこのエコナの問題については、私達も対処をさせていただきましたし、そしてまたこのエコナ、いわゆる特保の問題については、一つの商品について、製品について答えを出せばそれでよいということではなくて、この今回の一連の動きをめぐっては、国民の皆さんから非常に大きな関心をいただきました。そういったご関心にあわせて、健康に対する強い安心があるというような時代でございますので、そういったことに今後どう対応していくのかということは、しっかりと長期的に、また深く議論をして答えを出していかなければいけないと、そういう思いから、この健康食品の表示に関する検討会というものを立ち上げさせていただきました。

一方で、健康に対する関心が高いというお話をさせていただきましたが、まさにこの健康業界というか、健康市場、そういったものは年々広がりを見せております。そういう中で、一方では健康食品といっても明確な定義がないことを初めとして、今までも栄養機能食品、あるいは特別用途食品等々、さまざまなそれぞれの分かれ方をしてきたわけですが、国民の側からすると、少しわかりにくさが出てきているということは否めないのかなと思います。

そういった意味で、改めて一つ一つの課題の整理をさせていただいて、そして国民の皆様にはわかりやすい消費者行政であり、そしてまた食品市場であっていただきたいと、そんな思いから、この検討会をつくらせていただきました。特保を含む健康食品の表示のあり

方、そして健康食品の表示の適正化を図るための表示基準及び執行のあり方、主にはこの2つをご議論いただきながらと。

一方で、大変短いスケジュールでありまして、3月までに一定の見解をお出しいただくということで、大変皆様にはこれからご議論をいただくわけですけれども、皆様のご協力、ご助言をいただいて、ぜひすばらしい仕上がりをしていきたいと思っております。

我々もまたその提言をしっかりといただいて、今後の消費者行政に生かしてまいりたいと。また、消費者庁、あるいは消費者委員会も、そういった皆様のご議論を非常に注目させていただいておりますので、ぜひとも闊達なご議論をお願いいたします。

本日はどうもありがとうございます。よろしくをお願いいたします。

○相本食品表示課長 続きまして、委員の皆様をご紹介します。

お手元の委員名簿にございますとおり、13名の委員で構成されております。順番にご紹介申し上げます。

太田委員でございます。

○太田委員 太田でございます。よろしくをお願いいたします。

○相本食品表示課長 鬼武委員でございます。

○鬼武委員 日本生協連の鬼武です。よろしくをお願いいたします。

○相本食品表示課長 神山委員でございます。

○神山委員 神山です。どうぞよろしくをお願いいたします。

○相本食品表示課長 神田委員でございます。

○神田委員 神田です。よろしくをお願いいたします。

○相本食品表示課長 佐々木委員でございます。

○佐々木委員 佐々木でございます。

○相本食品表示課長 宗林委員でございます。

○宗林委員 宗林でございます。よろしくをお願いいたします。

○相本食品表示課長 田中委員でございます。

○田中委員 田中でございます。よろしくをお願いいたします。

○相本食品表示課長 徳留委員でございます。

○徳留委員 徳留です。よろしくお願ひします。

○相本食品表示課長 浜野委員でございます。

○浜野委員 浜野でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○相本食品表示課長 中下委員でございます。

○中下委員 中下でございます。よろしくをお願いいたします。

○相本食品表示課長 林委員でございます。

○林委員 林でございます。よろしくをお願いいたします。

○相本食品表示課長 宮島委員でございます。

○宮島委員 日本通信販売協会の宮島でございます。よろしくをお願いいたします。

○相本食品表示課長 山根委員でございます。

○山根委員 山根でございます。よろしく申し上げます。

○相本食品表示課長 続きまして、事務局をご紹介します。

消費者庁、田中次長でございます。

原審議官でございます。

食品表示課、平中課長補佐でございます。

芳賀衛生調査官でございます。

ここでカメラの方につきましては、ご退席をお願いいたします。報道関係の方も傍聴席のほうにお移りいただきますようお願いいたします。

(プレス退席)

○相本食品表示課長 泉政務官、ここでご退席をなされます。

○泉政務官 ぜひ期待を申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

○相本食品表示課長 続きまして、お手元の資料確認をさせていただきます。

お手元の議事次第の下にある配付資料一覧にありますとおり、本日の資料といたしまして、資料の1から3がございます。そのほか太田委員からご提供いただきました資料が2種類ございますので、卓上配付資料としてあわせて配付申し上げます。もし不足、あるいは議論の途中でも落丁、欠落にお気づきでしたら、ご指摘をいただきたいと思っております。

よろしゅうございますか。

では、続きまして議事に当たり、まず当検討会の設置要領(案)について、事務局よりご説明させていただきます。

○平中食品表示課課長補佐 お手元の資料1に検討会の開催要領(案)お配りをしております。中をざっとご紹介いたします。

第1といたしまして、趣旨ですが、健康増進法に基づく特定保健用食品等の表示制度を含め、いわゆる健康食品に関する表示の課題に関する論点を整理して検討を進めるため、健康食品の表示に関する検討会を開催する。

第2、検討課題ですけれども、1番、健康食品の表示の現状の把握及び課題の整理、2番、特定保健用食品等健康増進法に基づく特別用途食品の表示制度のあり方、3番、健康食品の表示の適正化を図るための表示基準及び執行のあり方、以上が検討課題でございます。

検討会の進め方ですが、自由討議、関係者からのヒアリング等を中心に検討を進め、年度内に論点整理を行っていただく。検討会における論点整理については、消費者委員会へご報告し、さらなるご議論をいただくという予定でございます。

第4、座長の取り決めでございますが、検討会に座長を置き、委員の互選によって選任する。座長は検討会が統括する。座長に事故があるときには、あらかじめその指名するものがその職務を代理するという規定でございます。

第5、運営の規定ですが、検討会の運営については、次のとおりとする。

1番、会議は原則として公開にて行う。2番、会議の資料は、会議終了後消費者庁ホームページ等により公表する。3番、会議の議事録については、会議終了後、委員の了解を得た上で、消費者庁ホームページ等により公表するという規定でございます。

このほか、座長は上記によりがたい場合が生じたときには、検討会の了承を得て、その取り扱いを決定するものとするというふうに規定しております。

そのほか、検討会の庶務については、消費者庁食品表示課において行っていくということでございます。

○相本食品表示課長 設置要領（案）につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

ご意見等ないようございましたら、お配りしている健康食品の表示に関する検討会設置要領（案）の（案）を取り、設置要領を制定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○相本食品表示課長 了承いただきましたので、これを設置要領として制定させていただきます。

次に、設置要領に基づきまして、当検討会の座長を選出していただく必要がございます。座長につきましては、委員の互選となっておりますので、ご意見がございましたらよろしくご推薦をお願いしたいと思います。

○浜野委員 大変僭越ですけれども、この健康食品やサプリメント等に関して、長らくご研究をされておまして、ご見識も大変ある田中平三先生にお願いしたいと思います、いかがでございましょうか。

○相本食品表示課長 ただいま浜野委員から田中委員に座長をお願いしてはどうかとご提案がございましたが、皆様方いかがでございましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○相本食品表示課長 それでは、ご異論はないようございますので、皆様の互選によりまして、田中委員が座長に選出されました。

それでは、田中委員、座長席にご移動をお願いいたします。

それでは、田中座長からごあいさついただきたいと思っております。

よろしくをお願いいたします。

○田中座長 ただいま座長に選出された田中平三でございます。大変な課題であり、傍聴人も多く、極めて緊張いたしております。よろしくをお願いいたします。

○相本食品表示課長 それでは、これからは田中座長に議事の進行をお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

○田中座長 それでは、これから私の司会進行により議事を進めさせていただきたいと思っております。

まず、当検討会の運営につきまして、設置要領にありますとおり、座長代理をあらかじめ

め指名することとなっております。座長代理について、私のほうから指名させていただいてよろしいでしょうか。

それでは、東京大学教授の佐々木敏先生にお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

それでは、具体的な議題に入りたいと思います。

本日は健康食品の表示に関する検討会の初回でございますので、まず健康食品の表示をめぐる現状について、事務局より説明をお願いしたいと思います。

○平中食品表示課課長補佐 健康食品の表示をめぐる現状について、資料2に沿ってご説明させていただきます。横長のパワーポイントの資料でございます。

まず、目次をごらんいただきますでしょうか。

大きく4つの分野に分けて資料を作成いたしました。

1つ目が健康食品の概要、状況について、それから2番目が表示の制度について、それから3番目が表示の取締の現状、それから4番目が国際的なルールについてでございます。これに沿ってご説明をさせていただきます。

次のページ、I-①、「健康食品」とはというページをごらんください。

下に丸い図があります。ここの中の一番大きな丸、「健康食品」と書いてあります青く塗ってある楕円ですけれども、健康食品というものの定義というのは必ずしも明確ではございませんが、今回の検討会の対象として想定しているものがこの楕円形の中のものというふうに考えております。この中には、特定保健用食品、いわゆる特保も入っておりますし、栄養機能食品も入っております。これらの食品につきましては、それぞれ保健の機能の表示、あるいは栄養成分の機能の表示ができるということになっております。これらの食品に入らない、いわゆる健康食品というものは、その他の青い部分にあるところですが、ここについてはそれぞれの機能の表示ができないというふうになっております。

それから、健康食品とは若干性質が異なりますが、特保と同じ仕組みの中にあります特別用途食品、病者用だとか乳児用だとか、そういうものも同じカテゴリーの中で分類しておりますので、今回の検討の対象に含めればどうかと考えております。

これらの健康食品については、食品か医薬品かという大きなカテゴリー分けでいきますと、食品の中の一つの形態になっているということでございます。

そもそも食品か医薬品かということについては、次のページをごらんください。

いわゆる食薬区分というものでございまして、食品か医薬品かという区分については、食品衛生法第4条に規定がございまして、「この法律で食品とは、すべての飲食物をいう。ただし、薬事法に規定する医薬品及び医薬部外品は、これを含まない」ということで、つまり薬事法に規定されている医薬品、あるいは医薬部外品以外の飲食物が食品とされているというわけでございます。

ここで言う医薬品とは何かというのは、薬事法の2条に規定がございまして、日本薬局方に収められている物、あるいは人や動物の疾病の診断、治療、または予防に使用される

目的に関するもの、あるいは人や動物の身体の構造、機能に影響を及ぼすようなものというような規定がございます。

もうちょっと詳しく医薬品とは何かを説明しているのがその下の医薬品の範囲に関する基準でございます。これは厚生省が昭和46年に出した通知でございます。ここの（一）、（二）と書いてありますが、（一）のほう、専ら医薬品として使用される成分本質が配合または含有されているものは原則として医薬品であると、あるいは（二）ですけれども、それ以外のものであっても、①、②、③とありますけれども、医薬品的な効能効果を標榜するもの、あるいはアンプル形状などのもの、用法用量が医薬品的であるものというものは医薬品に該当するという制度になっております。

ただし、次のものは原則として、医薬品でないと判断して差し支えないということで挙げられているのが野菜、果物など、明らかに食品と認識されるもの、あるいは健康増進法に基づく特別用途食品というもの、これらは医薬品ではないというような認識になっております。

続きまして、I-③健康食品制度の歴史でございます。

そもそも健康食品というのはいつ生まれたかというのを、ここでは昭和59年までさかのぼっております。昭和59年から61年にかけて実施された文部省の研究に「食品機能の系統的解析と展開」という研究がございました。その中で、食品の3次機能というものが初めてうたわれたわけでございます。

食品の機能については、1次機能、2次機能と言われている栄養機能、感覚機能というのは、これまでも認識されておりましたけれども、さらに体調を調節する機能、3次機能というものがあるのではないかとということがここで提唱されたわけでございます。これを受けて機能性食品という概念が生まれ、これを制度化する議論の中で、平成3年に特定保健用食品の制度が生まれたわけでございます。

その後、いろいろ制度の変遷がございまして、平成13年には栄養機能食品という制度ができて、錠剤、カプセル錠などの形状の食品も認められることになったという趣旨でございまして。

次のページにまいりまして、I-④、健康食品の市場規模でございます。

グラフが2つございまして、左側が特保の市場規模の推移でございます。2007年度で約6,800億円の市場規模があると言われております。

それから、右側は特保を除く健康食品の市場規模でございまして、2008年で約1兆1,350億円とされております。これらを単純に合わせますと、約1兆8,000億円が健康食品の市場規模と推測されておるわけでございます。

次のページ、I-⑤、健康食品がどのような形態で販売されているかというのが左側の棒グラフでございます。これは民間の団体が企業にアンケートをとった結果でございますけれども、スーパーや薬局、ドラッグストアなどで販売されているのは当然のこと、実は一番多いのが通信販売であるということがわかります。

このほか、訪問販売やインターネット販売などを含めると、いわゆる無店舗型の販売形態が全体の4割を占めるというのが健康食品の一つの特徴であろうかと思われます。

それから、右側が今度は消費生活センターなどに寄せられた相談や苦情がどんなものがあるかというもののベストテンを挙げているものでございまして、第7位に健康食品が入っております。

次のページでございます。

I-⑥、健康食品の利用の現状、どのような人々が健康食品を使っているかということですが、左側の円グラフを見ますと、一般の人の約5割以上の人が特保を利用していると答えている調査がございまして。あるいは栄養機能食品についても、4分の1が利用しているというような調査がございまして。これは大人だけではなくて、子供はどうかということが右側の下にあるちょっと小さな円グラフですけれども、幼児がサプリメントなどを利用しているかどうかという調査について、約15%が利用していると答えているということで、健康食品が広く利用されていることがわかるかと思えます。

次のページですが、これは東北6県の消費者に対して電話調査をした結果でございまして。一般の人々が健康食品に関する情報をどこから得ているかというのが左側のグラフでございまして。テレビ・ラジオ、新聞・雑誌・本というマスメディアから得ているという比率が大変高くなっております。

それから、右側ですが、健康食品を利用する目的は何ですかという問いに対して、健康の維持や増進という目的を答えられる方が多いのは当然のこと、体によさそうだからなんとなくというような方が20%もおられるということで、非常にマスメディアから得たイメージ、健康や体にいいというイメージが浸透しているということがわかろうかと思えます。

それから、次のページです。

今度は栄養学的に栄養成分というものをどこから我々はとっているかを示したのがこのページでございまして。

例えばカルシウムでありますと、小さく色がついております赤と緑の部分が健康食品から摂取しているカルシウムの量でございまして。実はカルシウム摂取量の99%は通常の食品から我々は摂取しているということがわかります。

右側は健康食品からの摂取量の比較的高いと言われているビタミンCでございまして、ビタミンCについて見ても15%程度しか健康食品から摂取していないと、8割以上は通常の食品から摂取しているということで、食事のバランスと健康食品との関係というものを考える必要があるのではないかということが見てとれる図でございまして。

続きまして、今度は2つ目のテーマ、健康食品の制度についてのご説明でございまして。

II-①が特別用途食品についてのご説明です。

特別用途食品というのは、この図にありますように、例えば病者用でありますとか、妊産婦、乳児、あるいはえん下困難者というような特別な状況にある方々に、それらの特別な栄養的な配慮が必要な方々に適した食品を提供するという目的で、特別用途食品の表示

をしているものでございます。

特定保健用食品というのは、制度上はこの特別用途食品の一つの形態ということになっておりますけれども、この特保は必ずしも特別な栄養的な配慮が必要な人だけに限らず、広く健康な人にまでとっていただけるということで、若干ほかのカテゴリーとは色が異なっております。

続きまして、特保についてのご説明でございます。Ⅱの②です。

特定保健用食品とは、体調調節機能を有する成分を含み、食生活において特定の保健の目的で摂取をするものに対して、その目的が期待できる旨の表示をする食品とされております。例えば、お腹の調子を整えたいという方にそれに合った表示、あるいはコレステロールが高めの方に適した食品というものの表示をするものでございます。特保の許可件数は年々増えておまして、現在883件が特保の許可を得ているところでございます。

次に特保の許可の内訳を示しております。

左側が品目ベースでの用途別の内訳、右側が金額ベースでの内訳になっております。いずれにしても、いずれも特保ができたころは整腸作用の関連食品が大多数を占めておまして、現在でも約半数という大きな割合を占めております。一方、それに加えて、最近では体脂肪、あるいは中性脂肪というものに関する食品の許可が増加している傾向にございます。

次のページは特保の許可の手続でございます。

食品を特定保健用食品として販売するには、個別にその有効性や安全性に関する審査を経て、国の許可を得なければならないということになっております。これはこれまで厚生労働省で許可をしまいましたが、本年9月以降、厚生労働省の所管していた事務について、消費者庁へ移管されたところとなっております。

左側に図がございしますが、改正後にありますように、これまで厚生労働省に申請していた部分については、消費者庁の食品表示課が窓口となります。消費者庁はこれを受けましたら、消費者委員会の意見を聞くということになっております。これはこれまで厚生労働省の薬事・食品衛生審議会の下に置かれます新開発食品調査部会、あるいはそのさらに下の評価調査会において議論をしていただいたわけですが、消費者委員会におきましても、この委員会の下に部会、あるいはさらにその下に調査会を置くということで、今体制の整備をしていただいているところでして、これらの部会や調査会において実質的に議論いただくという予定になっております。

それから、安全性の評価につきましては、これまでどおり食品安全委員会にリスク評価を依頼して評価をしていただくということを予定しております。

特保の許可の要件につきまして、右側に書いてありますが、これはこれまでと変わるものではございませんで、有効性の要件、あるいは安全性の要件をしっかりとチェックすることによってでございます。

次のページですが、Ⅱ-⑤は、新たな形態の特保制度ということで、平成17年2月より、

特保の制度拡充がなされまして、3つの新たな特保の制度が実施されております。

1つ目が条件付き特保と言われているもので、これまでの特保の審査で要求している有効性の科学的根拠のレベルには届かないものの、一定の有効性が確認されるものについて、条件付きで許可するという一方で、マークも条件付きというクレジットのついたマークをつけていただくということでございます。これは17年以降、1件の許可がございまして、

それから、規格基準型特保として、これまで特保としての許可実績が十分であるなど、科学的根拠が蓄積されているものについては、規格基準を定めて審議会の個別審査なく許可するという一方で、これまでに食物繊維、あるいはオリゴ糖について幾つかの関与成分の規格基準が定められてまいりました。これについては、これまで28件の許可がございまして、

それから、3つ目が疾病リスク低減表示ということで、関与成分の疾病リスク低減効果が医学的・栄養学的に確立されている場合、例えばカルシウムと骨粗鬆症、あるいは葉酸と神経管閉鎖障害などについては、特保の許可において、疾病リスクを低減させるという表示を認めるという制度でございまして、これについてはこれまでに10件の許可がございまして、

以上が特保についての制度のご説明でございます。

続きまして、Ⅱ－⑥は栄養機能食品についてのご説明です。

栄養機能食品と申しますのは、食生活において特定の栄養成分の補給を目的として摂取する者に対して、その栄養成分の機能の表示をするというものでして、ここに絵をかきましたけれども、例えばスナック菓子でありますとか、サプリメントなどに特定の栄養成分が含まれている場合に、栄養機能食品という表示をすることが可能となっております。

これにつきましては、行政のほうで1日当たりの摂取目安量に含まれるその成分量の上限値と下限値を定めまして、この範囲内にある食品でありましたら、個別に許可申請を行う必要がなく、業者の自己認証により、栄養機能食品という表示ができるようにしてあります。

次のページですが、Ⅱ－⑦です。

栄養機能食品として今のところ認めている栄養成分はビタミン12種類、ミネラル15種類の全17種類になります。これらの栄養成分については、栄養機能の表示ができるのとともに、注意喚起の表示も一緒にしていただくというふうになっております。

次の視点、3つ目の課題でございまして、健康食品の表示の取締りでございまして、Ⅲ－①です。

平成15年に健康増進法が改正されまして、健康の保持増進の効果などについて、虚偽・誇大な広告などの表示をすることを禁止する規定が盛り込まれました。左側のフロー図にその中身がございまして、法律では、何人も、食品として販売に供するものについて、その健康の保持増進の効果等に関し、著しく事実に相反する、あるいは著しく人を誤認させるような広告その他の表示をしてはならないという規定を設けております。これに違反する

ような場合には、消費者庁、あるいは地方厚生局長がその者に対して勧告をする。それでも従わない場合には命令をする。命令に従わない場合には罰則を適用するという形で担保をすることになっております。

このほかに、健康食品の表示を取り締まる法令として、例えば食品衛生法、それから景品表示法、あるいは効能効果に抵触するようなものでありましたら、薬事法による取り締まりも行われております。

健康増進法に基づく取り締まりの現状でございますが、平成17年の制度創設以来、先ほどご説明した勧告や命令を行った件数というのは、これまで事例がございません。ただ、この健康増進法に基づく行政指導は多数行われております。右側に表がございまして、昨年1年間で地方厚生局、あるいは都道府県が指導した件数は全国で900件以上にのぼっております。このほかに厚生労働省においても、インターネットの監視を中心に500件の指導を行っております。

具体的にどのような形で指導しているかというのは、左側に絵をかいております。例えば、この文言の中で「飲むだけで誰でも必ずやせます」とか、あるいは「最強の解毒作用」というようなもの、「誰でも」とか「最強」というのは、これはどう見ても科学的な実証が不可能ですので、これは著しく誤認させる表現であるということで、指導の対象としております。

あるいは「国際特許成分」でありますとか、「厚生労働省許可成分」というようなもの、このような「特許」や「許可」というものがうそであれば当然のこと、あるいはそういう許可を受けたものであっても、これが健康の保持増進と関係のないような許可を受けたものでありましたら、それをここに書くというのは消費者を誤認させるおそれがあるということで、指導の対象としております。

このほか「便秘を解消」というようなもの、身体の機能に影響を及ぼす表現は薬事法に抵触する可能性が高いということで、これは薬務の担当部局のほうへ情報を回付するなどして、連携した取り締まりを行っているところでございます。

最後の項目になります。

国際的なルールについてでございます。

まず、1つ目は健康政策との関係についてのご説明でございます。

真ん中の黄色い四角内ですが、仮に人を病人から健康な人にまでカテゴリー分けいたしますと、この中で健康食品、特定保健用食品や栄養機能食品というものは、健康な人から境界領域にまでわたる、これらの人々を対象に健康の維持増進を図る食品と整理できるかと思っております。これらの健康食品につきましては、我が国の健康政策、あるいは食生活に関する政策との整合性を図りつつ定めているところでございます。

右側に「日本人の食事摂取基準」と書いております。これは厚生労働省において健康政策、あるいは食生活に関する政策の一環として、エネルギーや各栄養素の摂取量を示したものでございまして、これと健康食品や栄養表示を定める基準とは整合性をとった形で定

めているところでございます。

同じような関係は、国際的にもございまして、一番下に「WHOの食事と運動と健康に関する世界戦略」という健康政策があつて、それと整合性がとれる形でコーデックス委員会において、栄養強調表示や健康強調表示を定めているということでございます。

このコーデックスのルールを次のページ、IV-②でご説明をしております。

健康強調表示の使用の国際的なルールにつきましては、コーデックスの食品表示部会というところで議論がされております。

コーデックスとは何かというのは、右側の下に注がございまして。コーデックスとは、FAOとWHOの共同で設立された機関でございまして、現在181の国とECが参加して議論しております。我が国もそのメンバーとなっております。

このコーデックスにおいて、2004年に栄養及び健康強調表示の使用に関するガイドラインというものが定められまして、そこで健康強調表示、英語で言いますとHealth claimと言いますが、これについては科学的な評価により証明するのに十分なレベルに達していなければならないという形で、科学的な根拠があるものでないと健康を強調してはいけないというようなガイドラインが定められております。

現在、これを補完するような形で健康強調表示の科学的実証に関する勧告の案が引き続きコーデックスで議論をされておりました、この科学的実証というものはどういうふうにするべきかということが細かく議論されているところでございます。

続きまして、あと2つほど諸外国の制度をご紹介します。

IV-③が米国における健康食品の制度でございまして。

アメリカでは1990年に栄養表示教育法というものが制定されておりました、ここで12項目にわたる健康強調表示が認められております。さらに、1994年には栄養補助食品健康教育法、いわゆるDietary Supplement法が定められておりました、サプリメントとして認められる栄養成分、あるいはその際に表示できる事項、あるいは表示すべき事項というものが定められているところでございます。

もう一つ、最後のページがEUの健康食品制度になります。

EUにおいては、2007年7月に栄養及び健康強調表示規則というものが適用されております。この規則では、健康強調表示について一般に認められた科学的根拠に基づく表示、あるいは新規の科学的証拠に基づく表示についてどのような表示が認められるかということの規定することになっておりました、現在この規則に基づいて認められる健康強調表示につきましては、欧州食品安全機関(EFSA)において現在評価が行われているところと聞いております。

以上でございます。

○田中座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局からの説明についてご質問、ご意見等がございましたらお願いしたいと思います。また、事務局からの説明にかかわらず、この検討会の今後の進め

方、現行制度の課題等についてもご意見等がございましたら、その点につきましてもご意見をいただきますよう、お願いしたいと思います。

いかがでしょうか。

では、林委員、どうぞ。

○林委員 質問というよりも確認です。教えてください。

消費者行政が消費者庁と消費者委員会との有機的な関連のもとで進められるということは、多くの企業にとって、戸惑いはあるかもしれませんがけれども、むしろ期待していると思います。

そこで、消費者庁と消費者委員会との関係について確認させてください。本や雑誌を見てみますと、消費者行政の主な担当機関は消費者庁で、消費者委員会はその監視機関であると理解されますけれども、それでよろしゅうございますでしょうか。

○相本食品表示課長 今のご質問でございますが、消費者庁と消費者委員会の関係でございますが、まさにご指摘のとおりでございます。消費者庁のほうで消費者行政にかかわる基本的な施策を執行すると、表示に関しましては食品表示にかかわりますJAS制度、それから食品衛生、それから健康増進に基づく制度について執行すると。消費者委員会に対しましては、例えば個別の基準に関する諮問を行わせていただき、ご意見をいただく、あるいは特別用途食品の表示許可等についてのご意見をいただくという関係になっております。

○林委員 どうもありがとうございました。それで安心いたしました。

ただ、今のいただいたスライドの14を見てみますと、何か消費者庁が業者からの窓口だけになっていて、実際いろいろ行政に関係するような判断は全部消費者委員会のほうに移っているように感じられますので、この点について誤解を招かないように工夫していただけるほうがいいかなと思います。

○相本食品表示課長 ご趣旨は理解いたしました。

上の段にありますのは、これまで厚生労働省のほうでおつくりになっていた業務のフロー図でございます。それを消費者庁発足後に焼き直せばこうなるということでございますので、また必要な手直しは考えたいと思います。

○林委員 どうもありがとうございました。

○田中座長 ほかにどなたかございませんか。

では、神田委員、お願いします。

○神田委員 今の件のところで少しだけ確認をもう一度したいんですけども、厚労省でやっていたところの評価調査会ですとか、部会ですとか、分科会ですとかというのがございましたけれども、消費者庁になってからは消費者委員会でくくってありますが、先ほどの説明ではこの下に部会だとか、そういったものをつくるというふうにおっしゃいましたが、体制的には以前やっていたような体制というふうにご覧になってよろしいんですか、何かそういったところで変更はあるんでしょうか。

○相本食品表示課長 現時点で消費者委員会のほうでお決めいただいておりますのは、消費者委員会の下に部会を置くと、さらにその下に調査会を置くということでございまして、その人選につきましては、消費者委員会のほうでお進めになることとありますが、体制といたしましては、これまで厚生労働省の審議会の下に部会が置かれ、さらに調査会を置かれているという形に近いのではというふうに考えてございます。

○田中座長 ほかにどなたか。

徳留委員、どうぞ。

○徳留委員 私も14ページに関連しましてご質問させていただきます。

特保の安全性は厚労省、表示に関しては消費者庁でということをお伺いしたんですが、特別用途食品についてすべて消費者庁が管轄されるということでしょうか。その取り扱いについて確認させてください。

○相本食品表示課長 特定保健用食品を含めまして、特別用途食品の表示許可に関しましては、その表示許可の権限が厚生労働大臣から消費者庁長官に移っておりますので、本年9月以降に関しましては、特定保健用食品の許可を含めた特別用途食品の表示許可に関しまして、すべて消費者庁長官がこれを許可すると、そのために必要な手続といたしまして、消費者委員会、それから食品安全委員会の意見を伺うという手続が定められているところでございます。

○田中座長 ほかに。

神山委員、お願いいたします。

○神山委員 神山です。

来年の3月までで間にヒアリングなどを挟みますと、それほどいろいろな議論ができる機会がないようにも思いますが、健康食品の表示がこうやって議題になるというのは、健康食品とは何かということが非常にわかりにくいところに根本の問題があって、そしてさらにもっと問題があるのは、46年の食薬区分の通知が平成13年にカプセル、錠剤型のビタミン、ミネラルが許可されたことによって、さらにわからなくなってきたという問題が大きいと思うのですが、こういうところまで踏み込んで、ここの会議で議論ができるのかどうかということが1つと。

それから、これは確認ですが、表示というものの中には当然広告も含んで議論をしいということでもよろしいでしょうか。

○田中座長 健康食品に関連した検討会では、必ずそういうご質問が出てまいります。おっしゃるとおり、健康食品の定義につきましては科学的にも、また法律的にも明確なものは実はございません。

今、松本先生が消費者委員会委員長でしたかね。消費者委員会の委員長さんがある健康食品の検討会で言われたんですが、「食品はすべて健康・生命の維持に有用なものであるのに、わざわざ健康という言葉をつけるのはいかなるものか」というご質問をされました。健康食品の定義は非常に難しいものです。

「通常の食品よりも、健康によい、健康に関する効果があると称して、あるいは健康の維持・増進に役立つと表示して販売され、利用されている食品である」と言われています。科学的根拠があるかどうかは別として、そう称したり、あるいは表示したりして売っている、あるいは利用している食品であるという程度ぐらいが一般的な定義なんですね。

それから、錠剤、カプセル等につきましては、先ほどの資料の何ページでしたか、歴史が書いてありましたですね。5ページを見ていただきましょう。

なお、委員の先生方は、この資料を毎回持ってきてください。ご面倒でしょうけれども、今後の検討会では非常に役に立つかと思しますので。さて、平成13年4月に栄養機能食品として、ビタミン12種類とミネラル5種類が認められ、錠剤、カプセルであっても、食品として売ってもいいというようになったんですね。

ちょっと私は、ぼけてきておりますので、当時の米国の大統領と日本の総理大臣の名前を覚えていませんが、日米首脳会談で決まったんですね。ということは、かなり政治的です。それから法律的なこともあります。46通知というのが医薬品と食品の区分をしておるわけですが、厳密に言うとなぜこれが医薬品で、なぜこれが食品であるかということが分からない、両者の境界域にあるものは、なかなか区分が難しいですね。

非常に簡単に言いますと、比較的短期間で効果のあるものが医薬品のようですね。そして、副作用もあり得るということですね。副作用が比較的少なくて、有効性については比較的長期間で穏やかに効いてくるものが健康食品ということですが、多分、神山委員は納得されないような話だと思います。そういうのが健康食品の定義と言ったらいいのではないかと思います。なかなか難しいんです、おっしゃるとおり。ですから、いろいろ発言していただいて、勉強もしていただきたいと思いますし、幾つか解説論文も出たりしておりますので、お読みいただきたいと思います。

事務局から追加ありますか。

○相本食品表示課長 健康食品のとらえ方については、今、田中座長より詳しくご説明いただいたとおりでございまして、2番目のご質問の広告でございますけれども、資料の19ページにもございますが、現在健康増進法に基づく虚偽・誇大広告につきましては、商品についている表示もそうでございますけれども、インターネットのようなものにつきましても、監視をやっているところでございますので、そういったところを含めて検討対象としていきたいと考えてございます。

○田中座長 では、宮島委員。

○宮島委員 宮島でございます。

初めに、委員として参加させていただいてありがとうございます。

先ほどのご説明の中でも、いわゆるサプリメント、いわゆる健康食品の買い方、お客様の買われ方の中に通信販売、あるいはインターネットということがございましたので、ちょっと現状を申し上げながらお願いもいたします。

私どもは日本通信販売協会でございますけれども、今約700社が加盟しております。日

本の通信販売の売上が大体4兆1,000億強（08年度）と言われておりますけれども、加盟団体で2兆9,000億の売上になっております。

それで、先ほどからの問題になっているいわゆる健康食品、我々はサプリメントと言っておりますけれども、サプリメントの売上が大体先ほどご説明では1兆3,000億ぐらいということでありました。これは飲み物とかも入っておると思いますので、先ほど神山先生のご指摘にあったいわゆる錠剤であるとか、カプセルタイプのものというのと、大体恐らく六千七、八百億の売上になると思います。その中で、日本通信販売協会の中で扱わせていただいているのが約3,000億、その中であと大手9社と言われるくくりの中で2,000億近くを売っております。それが私どもの協会の現状でございますので、これはご参考までです。

昨年5月から、この業界、通信販売協会を超えて業界の中のサプリメントの売り方、安全性というところの規範を設ける必要があるであろうということで、サプリメント部会ということを立て上げて、今年の5月にガイドラインをつくりました。今は細則を検討しておりますが、これは当時の主幹部署である厚労省さんとの打ち合わせもし、プレス発表し、全国で会員のメンバーには説明をして回りましたけれども、サプリメント部会でガイドラインというのはつくっております。これはある種の業界のモラルアップというふうにしてしております。

そういうことも含めまして、この中でサプリメント、あるいはいわゆる健康食品等の表示の問題については、我々も非常に苦心をしているところでございますので、ぜひ活発なご議論をさせていただきたいと思っております。

それから、検討の後に始めました、田中先生はたくさんいろいろこういう会議にも出られて、まとめられているご実績をお持ちですので、できましたら今までの事務局の方でも集めていただいた論点、今までの論点がどういうことがあったのかというのをぜひ我々も勉強不足なものですから、知りたいものですから、そういうものを次回でもまとめて教えていただいたら大変ありがたいと思っております。

それから、もう一つこれは私の考えですが、消費者庁は消費者の立場に立った、各省庁の合間にある問題でも取り上げて、消費者のためにやっているとは私は理解しておりますので、ぜひ縦割りということではなくて、そういう垣根を飛び越えた理論でも、議論でも私はいいと思っておりますので、ぜひそういう形にさせていただければ大変ありがたいと思っております。

以上です。よろしく申し上げます。ありがとうございました。

○田中座長 太田委員、どうぞ。

太田委員は何か資料を配布されておられますね。この説明もお願いします。

○太田委員 それとは別に。

○田中座長 一緒にやってください。

○太田委員 恐れ入ります。

ちょっと再確認をしたいのですが、いただいた資料、非常によくおまとめいただいております。

ります。わかりやすく、問題点がよく理解できます。

最初のページ、3ページのところの健康食品の括弧書きの健康食品、それからその下の図のところには別な括弧書きの健康食品になっておりますが、これは何か意味がございませうでしょうか、3ページの一番頭のところの「健康食品」、それから食品の図のところの、健康食品とございます。

○平中食品表示課課長補佐　そこまで厳密に区別しておりません。

○太田委員　先ほど田中座長から、健康食品というのは比較的风险が少なく、比較的長期に続けることによって、その効果が発現するものだというようなご趣旨のご発言がございました。実際に遺伝子多型が知られているように、誰にでも有効で何方にでも少ないリスクの商品となると難しいことです。当然ながら食品もノンリスクはありえない。主に食品から特定成分を分別した健康食品はリスクが少ないとはいえ、リスクがあることを認識する必要があります。ところで、この今回の5ページのところにごございますように、食品の機能性について食品や食品成分に体調の機能調節をする作用があるということは、この時点で既に認められているということです。今回の表示の検討会ではどうしても薬事法の問題に踏み込んで討論しなければならないかと思いますが、その点はいかがでございませうか。

○田中座長　昭和59年、61年からの機能性食品、食品機能の話ですか。これは当時文部省の特定研究費で、研究者が新たに研究を始めた、つまり栄養素でない非栄養素に関する研究です。栄養素でないものがここに書いてありますように3次機能、生体の生理機能の変調を修復する働き、体調調節機能とかが書いてありますが、通常言われている3次機能とちょっと表現が異なっているように思います。生体調節機能、すなわち食品が生体の免疫系、神経系、内分泌系、循環器系などの生体を調節する系に作用する食品、非栄養素成分が見つかってきたという研究段階の話ですね。必ずしも人体に適用してそれが有効である、有効でないという話では、まだこの段階ではないと思います。いわゆるRCT（無作為化比較試験）を使っている話ではないのです。

○太田委員　それからかなり時間も経過いたしました。現在では人に対しての働きを、明らかに科学的に証明できるものがふえていると思っております。この問題は追々討論していけばいいと思いますが、もう1点、このたびの健康食品について検討する範囲は大変広い意味での健康食品ということになると理解しましたが、いわゆる機能性農産物のような、農産物で機能性を強化したのもこの場で検討すると理解してよろしゅうございませうか。

○田中座長　具体的には何ですか、機能性農産物とは。

○太田委員　例えば、大豆イソフラボンをたくさん生産するように種子から品種改良して生産する農産物です。そのようなものも近ごろ市中に出てまいりました。

○田中座長　場合によっては含めても構いません。しかし、ある程度は焦点を絞っていかなければなりません。農産物は、いわゆる関与成分の含有量を一定にすることが出来ないからです。

○太田委員 わかりました。

○田中座長 どうぞ、中下委員。

○中下委員 すみません。

それでは、表示の取締体制についてちょっとお伺いしたいと思います。

19ページのところを見ますと、特にこの一番下のところの厚生労働省におけるネット監視指導数というのは、従前厚生労働省が所管しておられたので、厚労省が健康食品について監視をされた結果ということなんですよね。これは薬事法違反とは違うわけですよね。

それにしても、調査件数が600のうち指導件数517ということは、一般に出回っているものの大半がこの表示に反しているというような状況じゃないかと思うんですね。そうだとするとこの制度そのものをもう一度抜本的に考え直さないと、違法表示だらけという状態じゃないかと思うんですね、この点については、何か検討がなされているのでしょうか、それから、厚生労働省の監視から、今度消費者庁に移管されているんですけれども、監視ができるような人員が今確保されているのかどうか、お伺いしたいと思います。

○平中食品表示課課長補佐 1つ目ご質問の600分の517ということですが、これは調査をした件数が600ということで、ざっと見ていて問題がないものはそもそも調査を開始しておりませんので、そういう意味で別に世の中にあるうちのほとんどが指導の対象になっているというわけではないはずです。

2つ目のご質問ですが、ネット監視指導の事務も消費者庁のほうに移管されておりますので、今後は消費者庁の食品表示課の中で、できるだけ同じような指導をしていく予定でおります。

○中下委員 ちなみに、何名ぐらいでいらっしゃいますか。

○相本食品表示課長 ネット表示だけの担当はいないんですけれども、健康増進の担当が、4名おります。

○中下委員 その方は取り締まりだけが担当なんですか。

○相本食品表示課長 そうではなくて、消費者庁の所管する健康増進法の担当の職員が4名ということです。

○中下委員 もう一つよろしいでしょうか。

表示をするときに、例えばコーデックスでは基準が決められているようですし、アメリカでは、つけられる表示について限定がされているようなんですけれども、このようなガイドラインのようなものは日本にはあるんでしょうか。

○相本食品表示課長 健康増進法に基づく表示に関しましては、法律は健康増進法の第32条の2という規定がございまして、その下の具体的な解釈につきましては、厚生労働省からの通達を出して具体的な解釈を示しているということでございます。

○中下委員 資料をいただければと思います。

○相本食品表示課長 配付いたします。

○田中座長 具体的には、特定保健用食品が健康にかかわる表示、健康強調表示ですね。

わかりやすい言い方をしたら、お腹の調子を整えるという表示です。便秘、下痢という言葉は使えません。食品には病名を使えません。高血圧は使えないので、「血圧が高めの方におすすめします」という表示が特定保健用食品に認められています。それから栄養機能食品では栄養素機能表示というものがあります。それにつきましては、資料に例が載っていましたね。ビタミンAとビタミンC等々で、ビタミンAはご存じのように、夜盲症が欠乏症です。生理学的に言うと暗順応の障害です。わかりやすい言い方をしますと、映画館へ入ったときすぐには周辺が見えないですね。しばらくしたらよく見えるようになってきますね。あれが障害されている。しかし、暗順応とか夜盲症という言葉が食品には使えないものですから、「夜間の視力を助ける栄養素です」という表示になるんですね。

このあたりが消費者の方がものすごくわかりにくいとおっしゃるのも確かですね。健康強調表示は非常に難しいです。じゃ、夜盲症はいいのかというと、これは病名ですから、医薬品には認められるが食品には禁止されるということになります。このような栄養素の機能表示は当時の国立健康・栄養研究所の人たちが非常に苦労して考えてくれたといういきさつもあるんです。その表現の仕方ですね。ある意味では、日本語はデリケートですので、表現しやすいと外国人は言ったりもしておりますけれども。さて、監視の話については、芳賀調査官、ちょっと説明していただけますか。保健所の監視員の問題も含めて。
○芳賀衛生調査官 健康増進法の虚偽・誇大広告等の監視の状況について、少し詳しいお話を芳賀のほうからさせていただきます。

健康増進法の虚偽・誇大表示の指導に関しましては、都道府県等の保健所を中心に地方自治事務として法令に基づき行っており、詳細については、ガイドライン等に従って実施していただいております。インターネット広告の監視に関しては住所地が特定されず、広域にわたるということで、平成16年に勧告・命令の権限を地方厚生局長に委任した際に、本省に残した業務でございます。インターネット監視で、先ほどの調査件数600件と申しますのは、平均的な600件の中で指導がというよりは、問題がありそうなものをトレースした中でさらに指導した件数ということでご理解いただければと思います。

こちらに挙げられている指導種別ごとの指導件数は地方厚生局、都道府県等での実績について各地方厚生局から四半期ごとに報告されたものを年報としてまとめたものになっております。

これまでは行政指導で改善してもらっており、勧告、命令にまでには至ってはいないという現状です。

○田中座長 ほかにございませんか。

○宗林委員 3ページのところで見ただきながらですけれども、健康食品は今お話がありましたように、特保、栄養機能食品をあわせた保健機能食品、それ以外のいわゆる「健康食品」というふうに分けてきた経緯があります。今回のこの検討会ですけれども、特保と栄養機能食品は先ほどご紹介があったように、一応成分に関する機能性をうたうなど表示について定まっていると思いますが、一方かぎ括弧の健康食品、あるいは錠

剤、カプセルのものに関しては関与成分がどの成分であるとか、あるいはその機能性に関する表示の規定は、これまで一切なかったという現状だろうと思うんです。

今回のこの検討会は、今に決まっている既存のものもまた見直すということでしょうか。薬事法であったり健康増進法であったりと今まで管理されてきたものをどうしていくのかという観点だけではどうもないように全体のお話をされているので、抜本的に全体を検討するという趣旨でございましょうか。あるいは検討をするきっかけになっているいろいろなことが背景にあるのは、一、二わかっているつもりではございますが、それを何か焦点があるのであれば教えていただきたいと思います。

○田中座長 「健康食品の表示に関する検討会の開催について」という資料がございますね。この資料をご覧ください。健康食品の表示の現状の把握及び課題をまず整理していこうと、これはヒアリングも含めましてですね。

じゃ、健康食品って何ぞやということですけども、宗林委員おっしゃいました「いわゆる健康食品」というのがこの資料の3ページのブルーの部分でしょうね。そして、特定保健用食品、栄養機能食品、それをも含めて現状はどうか、課題はどうかと整理していきまして、2番目には特定保健用食品に焦点を絞って、その表示のことを考えていこうということであります。

そして、3番目は健康食品の表示の適正化を図るための表示基準及び執行のあり方、こういうことについて、委員の先生方にまとめていただこうというわけです。だから、場合によっては、抜本的に見直すということもあり得るだろうと思いますし、現状の表示等は、それ相応に消費者への適切な情報を提供しているという立場もあるでしょうし、等々やっていきたいと思いますというのが趣旨です。

○宗林委員 そうしますと、この検討項目の(1)、(3)の健康食品はかぎ括弧がついていないので気になっていましたが全体像という意味ですね。この健康食品は特保とか保健機能食品、いわゆる健康食品も含めて全体を見ていくということですね。

2番目のところは、特保、あるいはその中の特別用途に焦点を当ててということの理解でよろしいでしょうか。

○田中座長 そうですね。2番目は一応特保と考えていただいていたと思います。

○宗林委員 特保ですね。ということは、全体像も最終的にはいわゆる健康食品も含めてもあり得るということでしょうか。わかりました。

○田中座長 ほかにどなたかございませんか。

じゃ、佐々木委員、お願いします。

○佐々木委員 少し話を戻してしまうかもしれませんが、5ページの健康食品制度の歴史を見ますと、ここで食品の3次機能というのがうたわれて、ここからいろいろなものが始まった、進められたというような理解をこの5ページを見て私は考えました。

そして、第1次機能、第2次機能、第3次機能とありまして、第1次機能は生命維持のための栄養面の働きとあります。この昭和59年、またはそれ以前は食べ物の中の生命維持

がどうしても必要で、その当時厚生労働省が定めていた栄養所要量というものはここにほぼ特化されたものであったというように記憶しております。そして、それだけではなくて、この3次機能にも注目をしようというのがこの昭和59年から61年の研究課題であったのだろうというふうに理解をいたします。

ところが、その後厚生労働省から出されております栄養所要量は食事摂取基準と名称が改められ、その中に生命維持を超えたいいわゆる慢性疾患、生活習慣病の1次予防の概念が入ってまいります。そうすると、今となりましては、この1次機能と3次機能というこの当時の仕分け、概念をもう一度ここで考え直す時期になってきているのかなど。つまりここで3次機能という言葉がふさわしいかどうかは別にしまして、また体調調節機能とか、生命維持のためとか、こういう定義が現在または近未来というか、近い将来にふさわしいものであるかどうか。

なぜかといいますと、ここにこそ健康食品の健康の概念は何かとか、それから機能の概念は何かとかということが入ってきまして、ここの定義をはっきり現在または近未来にふさわしいものにすることが何か必要なのではないかなというように、この歴史のI-③を見ていて私は感じました。現在感じた印象だけですけれども、以上です。

○田中座長 この1次機能は、栄養素の話です。栄養素の本来の役割、生命・健康の維持、あるいは成長のためといったことであります。さらに、栄養素の適正摂取による生活習慣病の1次予防ということで食事摂取基準に出てきました。それもあくまでも物質的には栄養素の話です。

2番目は、これはちょっと違うわけですね。一番の典型は味覚ですね。そして、におい、このごろは見た目ということで視覚、それから歯触り、テクスチャーとか、そして第5番目の味覚ということでうまみといったような話です。

この3次機能というのは、主として非栄養素についての話です。非栄養素であっても、健康の維持増進にかかわるものがある、生活習慣病の1次予防に有用なものもあるということです。この1次、2次、3次機能の話は研究レベルの話であると、こういう理解をお願いしておきたいと思います。

ほかにございませんか。

じゃ、浜野先生。まだ発言されていない方を時間的なこともありますので、優先させていただきます。

○浜野委員 この会議で何をやるかということで、健康食品、あるいは特定保健用食品ということは理解いたしました。ただ資料の5ページを見ますと、平成3年に特定保健用食品の制度ができ、平成13年に栄養機能食品が出ましたと。

もう一つ今消費者の方はどういうふうにお考えかわかりませんが、ゼロ食品、いわゆるゼロカロリーとか、糖質ゼロ、ゼロ糖類といったような別の形態というか、別の形のものが出ているわけです。

これは今までのこの平成3年の特定保健用食品あるいは平成13年の栄養機能性食品の制

度ではなく、平成8年の栄養表示基準に基づいているわけです。欧米の制度の話はまだ早いかもかもしれませんが、米国でも、それからヨーロッパでも法律の中ではこういう栄養表示基準制度と機能あるいはヘルスクレーム、健康に関するクレームを一つの法律で扱っています。

ある意味では、これが別々であることが一つは混乱のもとであるのかもしれませんが。ということは、今回その大枠、食品の表示のあり方、栄養とか栄養成分とか、その機能の表示とかの枠組みをもう一回整理をしてみる必要があるのではないかと考えます。ただ、時間がなかなかないのでとは思いますが、その部分はぜひちょっと入り込みたいと思います。

○田中座長　ゼロ食品の話は、厳密に言いますと栄養素含有量表示ですから、絶対量の表示とともに、低い、高いという相対表示があります。これは浜野先生、釈迦に説法でよくご存じだと思いますけれども、栄養素含有量表示あるいは栄養表示基準ということになれば、やや今回の検討会からは離れるかもしれませんね。しかし一応ご参考にしていきたいと思います。

ありがとうございます。

じゃ、山根委員、どうぞ。

○山根委員　すみません。健康食品を考えると、先ほどから出ておりますように広告とか広告の監視のあり方というのは、十分見ていく必要があると思っています。

先ほど19ページで説明もいただきましたけれども、こういった何百件という行政指導ですよね。この指導を受けたものが改善、その場ではするんだと思うんですが、その後きちんとまた指導に基づいた広告をしているのかどうか、そういった後追いもぜひやっていただきたいんですけれども、そのあたり何か資料があれば教えてほしいなと思いました。

例えば、特保制度に関しても、制度がないと、質の悪い健康食品が氾濫して困るのではないかという一方で、なくてもきちんと監視機能が充実、強化していれば対応ができるのではないかというような意見がございますので、今後そういったあたりも議論になると思いますけれども、考えていきたいと思っています。

それと、確認なんですけど、消費者の立場から言いますと、歴史の長い食品ではなくて、食経験の短い、新しく出てきた開発された食品というのに対しては不安を持つわけです。不安を持つことも当然だし、不安を持つべきだとも思っています。例えば、安全に関する評価方法がまだ十分確立できていないようなものについては、事故を未然に防ぐということを中心として考えていくということによろしいでしょうかということをちょっと確認いただきたいと。

○田中座長　監視を厳しくしていくというご指摘であって、それも検討課題の一つだと思います。

林先生、健康食品は何万品目あるんですか。おおよそ3万ぐらいですか、もっとあるんですか。

○林委員 3万はないと思いますけれども、2万近くはあるんじゃないでしょうか。

○田中座長 2、3万品目あるそうです。

それを見ていくには、監視のみだけでは国民の安全、安心を守っていくことは難しいのではないかなと思うんですね。監視に加えて、もう一つは適切な情報を提供していくということですね。リスクコミュニケーションと言っていいかもしれません。特保につきまして私がずっと終始一貫して言ってきたのは、厚生労働省が今は消費者庁ですけれども、積極的に特保の摂取を推奨しているのではありませんと。多くの健康食品の中にあつて、特保は一応科学的な根拠に基づいて、RCT、無作為比較試験ですけれども、一つでもいいから有効性が確認されていること、そして一通り安全性を見ておるものであると。そういったことで、もしも健康食品を摂られるならば、特定保健用食品を摂っておれば無難ですよというレベルなんですね。

そのために、私が新開発食品調査部会長時代に、「食生活は主食、主菜、副菜を基本に食事のバランスを」という表示をつけるようにもいたしました。一つをどうこうというよりも、複数のいろいろな考えられる限りのことを考えていくべきでないかなとは思っているんですけれども、その点どうですかね。山根さんは、消費者の代表の方ですから、ご遠慮無く意見を述べていただきたいと思っております。要するに考えられることをできるだけ考え、費用・効果も考えたいと思っております。監視を厳しくすると言っても、多分そんな専門家、そういう専門知識を持っている人はたくさん居ませんよね。国立健康・栄養研究所では、NR（栄養情報担当者）という健康食品のアドバイザースタッフを認定しています。

また、消費者の方に適切な健康食品の安全性と有効性に関する情報を提供するサイトを国立健康・栄養研究所の梅垣敬三先生が主として運営されています。このように、いろいろなことでやっていかざるを得ないだろうなとは思っているんですね。その中において、今回は先ほど言いました検討項目に大体絞っていってお話をさせていただきたいと思っております。そういう考えはいかがでしょうか。消費者の代表として率直な意見を述べていただけたらいいと思います。

○山根委員 ありがとうございます。

もちろん実現可能なことで検討を進めていかなければなりませんし、消費者も消費者教育という観点もとても大事だというふうには思っております。リスクコミュニケーションも十分進めていくべきでして、特保に関しても消費者がよく理解してなかったというか、情報提供が足りなかった。行政からもそうですし、企業からも十分な情報がなされてなかったということが大きな反省点でもありますので、そこは十分今後考えていかなければならないというふうに思っております。

○田中座長 まだ発言されてない方が鬼武さん、鬼武委員、どうぞ。

○鬼武委員 資料ありがとうございます。

一番最後になりまして、気が弱いものですから。

○田中座長 まだまだ2回、3回と発言していただきたいのですが…。

○鬼武委員 ありがとうございます。

今回の検討会には非常に期待しており、私どももいろいろ意見を持って参加して、積極的に発言し、的確なる論点整理をしたいと思っております。

それで、この資料で少し気がついた点といえますか、意見を述べさせていただきます。11ページのところ、まずこれまで法律制度というのは最初に事務局から説明を伺いますと、注目を浴びた時代毎に規制の枠組みを広げ積み上げてきたものであり、非常に複雑化してわかりにくいものであると感じています。強化食品を含めて特別用途食品はずっと昔からありましたが、特定保健用食品はその後登場したものであり、先ほど説明もありましたように、特定保健用食品はあえてかぎ括弧になっています。これは法律の問題ですから、それは今回の検討会で決めるというものではないかもしれません。しかし、特別用途食品は明らかに特別なグループの人が必要である病者用なりえん下困難者の食品と、一般の人が広く利用する特定保健用食品というのは別ものであるから、このカテゴリーに矛盾があると思います。更に国際的な視点から、コーデックス委員会とか、ヨーロッパなりアメリカでもこれは分けられております。“Food for special dietary uses”というものは言葉の通り特別な用途として必要な食品であり、一方特定保健用食品は、法律としてはまず分けないと適切ではない。非常に見ていて違和感をおぼえました。それが1点目です。

それから、あとこれから議論になるのですが、14ページに記載のある特定保健用食品の許可手続きを見ながら発言します。今回、許可された特保の一つの成分の問題が起って、この検討会も始まったというふうに理解しています。EUの場合は、例えばヨーロッパンコミッションなり、どこか受け入れ・申請窓口があって、それからEFSAのほうに安全性および有効性を1つの評価委員会のほうに諮問して、それがまた戻ってきて表示なり、有効性なりを検討するというキャッチボールによって、リスク評価なりリスク管理がされていると理解しています。日本は今回新しい制度になり、従来の厚生労働省が消費者庁に移管するというだけです。これは現行の法律で仕方ないのですが、私個人としては、安全性と有効性というのは、表裏一体のものであり、この部分は離して議論すると時間がかかってしまい合理的ではありません。今回の問題のひとつは食品安全委員会ですと一つの成分について継続議論をしてきて、その後新たな問題が浮上してきた。安全性の評価をした後に有効性なり、また安全性を含めた別の専門家委員会で行う、これは重複しているような気がします。法律上今難しいというのはあるかもしれませんが、将来的にはこのリスク評価のところについても、一つのところで安全性、有効性なりを評価すべきであると考えます。

3点目は20ページの「IV-① 消費者の健康、食生活と食品の表示」のポンチ絵についてコメントします。非常によくできていると思うのですがけれども、WHOの“食事と運動と健康に関する世界戦略”と書いてあって、その下のがコーデックスがあって、日本人もあまねく国民を含めて言うと、食事摂取基準があって、栄養方針があって、日常の通常食

品（コンベンショナル）から栄養を摂取している。普通の食品からすべて栄養をとり健康を維持してとるといふ、この大きな矢印が一本上か下かにあるほうが適切であり、保健機能食品がこんなに大きく寄与しているものではなく、あくまで補完するという意味合いからこんなに太い矢印の必要性はありません。むしろ普通の食品の方がより重要であるということ常を常に消費者が認識できている必要があります。

これは表示の面でもバランスのよい食生活と言っておきながら、この図では通常の食生活ではなく、保健機能食品のほうが非常に有効ですよというふうに見えます。この点はもう少し工夫されたほうがいいと思います。

以上3点です。

○田中座長 ありがとうございます。

安全性、有効性等につきましては、幾つかの省庁にまたがっている、縦割りというような発言がありましたけれども、BSEをきっかけにしまして、リスクアナリシスという概念が導入されました。リスクアセスメント、リスクマネジメント、リスクコミュニケーションの3つをうまくやっというものです。これら3つは当然連携しておかないといかんですけれども、1つの省庁がすべてやると、リスクアナリシスはうまく機能しないということが食品の安全管理の原則になっておりますので、リスクアナリシスを見直すということは多分なかなか大変だと私は思いますね。

今までリスクマネジメントは厚生労働省と農林水産省、つまり人の口に入るまでは農林水産省、口に入ってから厚生労働省となってきたのを消費者庁に移管され、リスクアセスメントは従来通り食品安全委員会が担当すると。リスクコミュニケーションは食品安全委員会、消費者庁と、企業、そして消費者の方、学術経験者も含めましてやっっていく。食品の安全性に関する根本的な原則にのっとしてやっしておるんですね。それを一つの機関が全部やっしてしまうというのは、やや難しいというのか、やはりゆがんでくる可能性もあると思うわけですね。

どうぞ。

○鬼武委員 そこはリスク管理といいますか、それでいくと食品安全委員会は安全性ではないので、有効性について評価できず、機能的に分離するというのは十分機能していると考えます。私が申し上げたいことは、食品安全委員会での今の機能（所掌範囲）はリスク評価であり、言い換えると人への健康影響評価ですから、有効性というのは多分含まれてないとは思いますが。しかし、実は有効性の部分が過剰になると、安全性の問題になります。先ほどのEUの場合はEFSAが安全性と有効性を一緒に評価しているから、むしろその部分が一つになってほしいという意味で言ったわけで、健康影響評価されて出たものについて、表示の上でどう考えるという検討について消費者庁なりリスク管理機関でいいと、そのような機能に分けてもらいたいという考え方です。ちょっと補足説明です。

○田中座長 どうぞ、宗林委員。

○宗林委員 すみません、2回目ですけれども、先ほどの検討する内容がある程度明確に

わかった上での私の意見を述べさせていただきます。

特保の問題がいろいろあって、特保の見直しというようなことはもちろん承知しているんですが、私自身はその他の先ほどの図でいいますと青いところですね。いわゆる健康食品というかぎ括弧のところの問題性がやはり大きいのではないかというふうに思っております。

特に錠剤、カプセルのものについては、表示という観点から言いますと、成分が何であるのか、あるいはそれはどのぐらい入っているのかというようなことは、どこまで表示できるかは薬事法や健康増進法との関係もありますが、先ほど田中先生がおっしゃったNRの方がもしその商品を見ても、説明責任を果たせないくらい現状ではいわゆる健康食品のところは、表示からはわからないと思っております。そして、消費者のほうは食事以外にプラスオンする形での摂取方法を割と長期にわたって効果も期待して摂取し続ける可能性が極めて高いというふうに考えております。

ですから、ビタミン類なんかも錠剤、カプセルですが、それ以外のかぎ括弧、いわゆる健康食品ということで、関与成分を含んだものについて、あるいは科学的根拠がほとんどあるかないかわからない、そういったものについても、ぜひともこういう機会がございますので、検討の必要があるというふうに考えております。

○中下委員 まず、1つ質問です。14ページで特保の許可要件の中の安全性の要件のところなんですけれども、食品又は関与成分が安全なものとなっているんですけれども、ちょっと意味がわかりにくいのですが、これは、食品が安全であるか、または関与成分が安全であれば食品は安全でなくてもいいという意味ですか。そんなことはないでしょう。

○田中座長 芳賀調査官に説明させます。

○芳賀衛生調査官 すみません、多分文章の要約のときに少しざっくりしてしまったのだと思いますが、最終的に関与成分が安全なのは当然ですが、食品全体としての安全性を確認するのが特保ですので、安全性の試験に関しましては食品全体として、それから用量の3倍量等を食した場合での安全性というのも見るということで、これは最終的には食品全体の安全性としてというふうにご理解いただいて差し支えないと思います。

○中下委員 「又は」という言葉がよくないんですね。

○芳賀衛生調査官 関与成分が安全なのは当然のことながら。

○中下委員 「かつ」か、「及び」とすべきでしょう。法律家なものですから、つい「又は」と「及び」が気になるんですね。

○芳賀衛生調査官 通知にのっとして、正確に訂正いたします。

ありがとうございます。

○中下委員 それでは、もう一つ意見を言わせていただくと、先ほど田中座長のほうから表示が非常に難しいというお話がありました。私たち消費者の立場からすると、すごくわかりにくいと思います。消費者の受けとめ方としては、体にいいものだと思って買うと思うんですね。さらに資料のアンケートを見ますと、病気を治すためと思って摂取しておら

れるような方すらおられると。

こういう状況の中で、薬事法の規制と比べて、健康食品の規制がゆるやかすぎると思います。特保は一応審査をしますから、規制している部分もあるかと思いますが、ほかのものは何も要らないという状態で、薬事法は許可が必要ですよ。それに比べると、余りにも規制のレベルが違い過ぎると思うんですね。ここに実はこういう商品がはびこる理由もあるので、そういう意味ではこの制度設計を薬事法も含めてもう一度考えてみる必要があるというのが私の意見です。

○田中座長 いわゆる健康食品の難しいところなんです。時には「日本は自由社会である。表現の自由」というような話にもなってくることもあるようです。それこそ先生のほうがお詳しいんじゃないですかね。

どうぞ、林委員、それについてコメントしてください。

○林委員 この問題と、先ほどのスライドの14についての議論と関連しまして、消費者庁と消費者委員会への要望を述べさせていただきます。

先ほど神山委員がおっしゃったように、余りここでは時間がないので、基礎的なことの議論はできないかもしれませんが、消費者庁と消費者委員会が消費者行政に臨む場合には、基本的な問題を踏まえて、対応をしてほしいということです。

具体的に2つだけ申します。

第1点は、薬事法にとらわれ過ぎることがなく、食品の立場から、言いかえますと、健康とは何かとか、保健機能とは何かという基本理念に基づいて、表示を考えていただきたいということです。

第2点は、先ほど浜野委員がちょっとおっしゃったんですけれども、健康食品についての日本の制度は、諸外国と比べてかなり違ってしまっていることを考えていただきたいと思います。特に日本で許される表示の内容が、例えばさっきのコーデックスアリメンタリウス、国際食品規格委員会でのヘルスクレームと比べると、かなり立ちおくれてしまっているということを踏まえて、今後の表示問題をお考えいただきたいと思います。もしここで議論する必要があるれば、浜野委員を中心に進めるのもよいと思います。

以上です。

○田中座長 一人の個人中心ではなくて、検討会の皆さん全員でやっていただきたいですね。

徳留委員、どうぞ。

○徳留委員 私も林先生が今ご指摘になったこと、先ほど宗林さんの話のあったことと関連するんですけれども、3ページのブルーのところですが、栄養機能食品の形態が錠剤とかカプセルの形になっているところがかなり問題ではないかと思います。それが国民の健康を害する可能性が非常に大きいということでございますので、今ディスカッションがありましたとおり、世界的な表示のルールといいますか、コーデックス、アメリカのサプリメントのルール、あるいはEUのサプリメントのルール等を参照しながら、世界的標準、

国際的なルールにのっとった形で表示をすべきではないかと思ひます。

それから、先ほど田中座長からご紹介ありましたが、私ども健康栄養研究所ではアドバイザースタッフとしてNRを認定しております。しかし、NRでもカバーできないような非常にコンプリケーティッドな状況も生じておりますので、食品、健康食品、それと医薬品との区別等をしっかり明確にして、そしてどんな効能があるのか、機能があるのか、それと安全性はどうであるか等の情報発信をしっかりとやる必要があると思ひます。そういう面でも健康栄養研究所では、安全性、機能性の情報提供、それからNRの支援等を行っておりますので、ご参考にしていただければありがたいです。

○田中座長 NR、そんなに引け目を感じなくてもいいんですよ。はっきり言ひまして、医師でも薬剤師でも2万品目以上もの健康食品をすべて知っていて対応できるか、そうはいかんです。医薬品の場合は、「医薬品集」といった本が出ておりますよね。だから、医薬品のほうは、そのような本を見たら、かなりのことがわかるんです。でも、一方は2万品目以上ものものについて、そういう情報もない中ですから、NRの仕事は非常に大変であると思ひます。

○徳留委員 引け目を感じておるわけではなくて、NRが存在するということをおし上げたかったんです。それからもう一つ「健康食品管理士認定協会」の健康食品管理士というのがあるんですけども、そのあたりの方と連携をする、あるいは消費者庁がそういう方の認定をしていただくというような方向性も考えていただければありがたいと思ひます。

○田中座長 そうしたら、太田委員には、せつかく資料を用意していただいているので、太田委員、簡単に説明してください。

○太田委員 先ほど佐々木委員からもお話ございましたし、何人かの方からもお話がございましたが、歴史的な背景についてご説明いただいた内容は比較的新しい歴史でございます。もう少し前の今昔物語という資料をつけさせていただきます。それで、少しご説明したいと思ひます。

○田中座長 どちらの資料ですが、資料①、資料②ですか。その何ページですか。

○太田委員 今昔物語という資料②のほうです。ページが飛んでしまっておりますので、2枚めくっていただきまして、右側に最近（この2カ月）の動きというところがございしますが、その反対側、左側のところがございます。

○田中座長 4ページですか。

○太田委員 4ページです。

右側に「最近この2カ月の動きをトピックス的に」というところがございします。

文部省の機能性食品の研究結果を受けて、厚生省、当時の厚生省です。1987年の厚生白書に機能性食品の概念図が示されました。

1990年に名称を機能性食品から「特定保健用食品」に変更することになりましたが、当時の厚生省が考えた機能性食品は、定義として次のように書かれています。下から2行目です。

「食品成分のもつ生体防御、体調リズム調節、疾病の予防と回復等に係わる体調調節機能を、生体に対して十分に発現できるよう設計し、加工された食品であること」と示されておりました。当時ここまで踏み込んでいたという歴史的事実があったということをご紹介したくて、実はこれを持ってまいりました。

それで、先ほど何人かの委員からお話出ましたように、消費者にとって健康食品の選択は難しいものです。普通の食品であれば、消費者自身はその食品の香り、色、美味しい不味い、鮮度、テクスチャーなどから決めることができます。現状は残念ながら健康食品は玉石混淆の状態といわざるを得ません。そのため玉と石を分別することは大変難しく、意識的に粗悪品を造ったり法外な価格で販売したりする悪徳業者がいる現実を無視することはできません。特にカプセルや錠剤のようなものは私どもであっても、よそさまの商品について、カプセル、錠剤に本当にこの成分が入っているのだろうか、入っていても有効量が含まれているのだろうか、安全について検討されているのか、わかりません。

消費者にとってわからないだけでなく、専門にしている人でもわからないということは、消費者にとって選択するための物差しとして、この企業の商品であれば大丈夫だと信じていただける物づくりや販売方法の積み重ねが必要です。できれば商品の有効性、安全性、製造工程についても、担保できることを考えていかなければならないだろうと思っています。それも第三者による認証制度が必要と考えています。

玉石混淆と言いましたが、企業規模の大小にかかわらず、きちんとした機能性がある商品を、他社に負けないよう、明らかにこれは買ってよかったと思っただけの商品づくりをしている企業が大部分のはずです。

ただ、私どもが見ても、これはひどいなという商品や売り方があることも事実です。それをどうやって排除していけばいいのか。早急な浄化が望まれます。

1つの方法として、最近JAS法での悪徳商法の摘発と罰則の適用が行われたことによって、少し気になさる方々もふえてきたと思います。同じように、健康食品に係わる多くの法規があるので、現実にひどいものがあれば法規の中でまず取り締まりをして、悪いものを排除すべきです。明らかに消費者に対してご迷惑をかける商品や販売に対し、まず排除していくことは非常に大事なことだと思います。排除できるシステムをどうつくればよいのかについても、この場で討論しておかないと、「仏つくって魂入れず」ということになってしまうのではないかと思います。

○田中座長 もう時間がかかり迫ってきましたので、後、お一人ぐらいにしたいのですが、じゃ、神田委員。その次に神山委員にお願いいたします。

○神田委員 中身については次回からにしたいと思いますが、今後ここで議論する上にもう少し、今日の資料だけではちょっと不足かなと思う点がございますので、少しお願いしたいなと思います。

例えば、今広告の違反の話が出ましたけれども、広告規制というのはこれまでもされていて、結構細かく書いてあるんですね。私も厚労省で出しているパンフレットを読んだこ

とがあるのですが、非常に細かく私の目から見ても結構よくできているなど思うのですが、ただこれがどう実行されているか、そこが問題ですけれども、ただそういった広告規制の中身を私たち消費者も知っている必要があるのではないか、これはおかしい広告だよねというのがわかるようなことも必要だと思いますし、この場でもそういった広告規制が具体的にどうなされているのかということが見えたほうがいいと思いますので、ぜひそれを出していただきたいなど思うのと。

それから、この間の議論の積み上げというものを無視することなく、その辺も意識しながらやっていく必要があると思います。どなたかからこれまでの議論の中身も知りたいというお話がずっと前にあったかと思うのですが、特に今現在の制度に結びついている最後の提言、特に平成16年6月の提言があるわけですけれども、こういったものも見ておく必要があるのではないか、そこでこれはこういった問題の背景だとか問題点だとか課題だとかを一定整理もしておりますので、時間的なロスを減らすという意味もありまして、そういったことも資料として出していただけるといいのではないかなと思います。

それから、もっと加えて言えば、トータルでいろいろ考えていかなければならないと思いますので、行政、あるいは法律だけの問題ではなく、民間団体なり、あるいは公的な団体、機関がどんな情報提供をしているのかということも見ながら、あるいはそういったところならできるけれども、法律では無理だよということもあると思いますので、このテーマを考えるときには、ここが中心にはなりませんけれども、そういった全体像が見えるような形で進めていくべきだというふうに思います。

以上です。

○神山委員 事務局にお願いします。先ほど監視のところの数字など出てましたけれども、健康増進法違反なのか、未承認、無許可医薬品で薬事法違反なのかというこの境目が非常にわかりにくいです。ですから、薬事法違反、東京都は比較的良好にやっていますので、薬事法違反で指導したとか摘発したとかというのはどんなものがあるか、これぐらいの件数があるとか、そういった資料もいただくとありがたいと思います。

それから、ついでに申しわけないですけれども、この指導された健康増進法違反の中身というのは一体どういうものが指導されたのかということもお願いいたします。

○田中座長 あとお1人どうぞ。

○宮島委員 すみません。ダブるかもしれませんが、先ほど表示のお話が随分出てきておりまして、最初に申し上げたように、錠剤、カプセルタイプで6,800億の売上があるということは、特保とほとんど同じ金額になるわけですね。

それで、お客様が知る権利もあるし、選択する権利もあるわけですけれども、いわゆる健康食品と言われる今表示ができないというところが先ほどからおっしゃっているところで、これはこの売上のボリュームで何も表示をしない、むしろそういうのが我々の業界も含めて無責任だというふうになってしまうと思うんです。

企業のほうは、最近ではコンプライアンスであり、CSRであり、内部統制なり、監視の

技術というのは非常に高くなっているわけで、商品についての設計から販売まで、販売の後のアフターケアまでというのは非常に精緻に進んできていると思います。そういうことでもありますので、すぐにサプリメント法とか、そういうことではなくて、いわゆる健康食品をどういうふうな表示をしてもいいのかとか、そういう議論というのは必要になってくると思います。

そういうことによって、お客様に安全を提供するとか、情報を提供するという非常に大きなこともあります。今はなかなかうまく提供できないということもありますので、そういうところまで議論を発展させていただければ大変幸いです。

以上です。ありがとうございました。

○田中座長 ありがとうございました。

まだいろいろあるかと思いますが、時間が迫ってまいりましたので、本日のご発言はおしまいということにさせていただきます。

次に、検討会の今後のスケジュールや議題について、『「健康食品の表示に関する検討会」今後のスケジュール（案）』というのがございますので、それを事務局より説明をお願いしたいと思います。

○平中食品表示課課長補佐 資料3をお配りしております。『「健康食品の表示に関する検討会」今後のスケジュール（案）』でございます。

この検討会は来年3月を目途に論点の整理をいただくということになっておりますので、それまでの間、当面の予定では今回を含め6回の検討会を開催いただく予定を考えております。

今回は自由討議をいただきましたけれども、次回、さらにその次の回は関係団体等からのヒアリングを中心にしていただければと思っております。

その後、海外事情や消費者相談の分析などをしていただいて、論点整理に結びつけていただければと考えております。

第2回の日程につきましては、事前に各委員に都合をお伺いしたところ、一部の委員からはちょっと予定がつかないというお話をいただいており、大変申しわけございませんが、次回は12月22日の朝10時から開催させていただければと思っております。

ヒアリングの対象団体につきましては、よろしければ事務局のほうで座長と相談して決めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○鬼武委員 どういう団体になるんですか。例えばグループ的に言えば、食品を売っている団体なのか、消費者側なのか。いろいろな団体があるんですが。

○田中座長 そのあたりは公平に考えていきたいと思っております。消費者側の団体、それから企業そのものというよりも、企業の集まっておられるような健康食品の団体の方、そして職能団体あるいは学術団体として私は医師会とか薬剤師会とか栄養士会等なんかもいいのではないかなと思っておりますが、何かご意見ございましたらご推薦ください。特定の団体名というのではなくて、このような性格の団体であればというような意見であればお聞き

したいと思いますが。

○中下委員 あと監視に当たっておられる機関はどうでしょうか。

○田中座長 あるいは都道府県の健康食品等を監視している所管課ですか。

一応考えさせていただきます。行政の方が来られるといろいろな事情があるのかもしれないので、事務局と相談させていただきます。いいご意見だと思いますので、ぜひ考えさせていただきますと思いますが。

ほかにございませんでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、本日の議事はこれに終了させていただきたいと思います。

なお、次回の開催につきましては、先ほどの事務局からの説明にありましたとおり、12月22日、火曜日、10時からございましたね。午前10時から12時までということで、よろしくお願ひしたいと思います。

ありがとうございました。

午後5時00分 閉会